

(6) 学校段階間の接続

小中一貫教育の取組状況

■これまで多くの学校設置者において小中一貫教育の取組が進められてきた

⇒ 小中一貫教育に取り組む市町村(特別区を含む。以下同じ。)は211、取組の総件数は1, 130件であり、全国的に取組が広がっている。また、今後小中一貫教育の実施を予定又は検討している市町村や、全国的な動向を注視している市町村が相当数あることから、小中一貫教育の導入は今後さらに増加していくものと考えられる。

文部科学省による小中一貫教育等についての実態調査の概要

調査対象： 都道府県、市区町村、小中一貫教育を実施する国公立小・中学校
調査時点： 平成26年5月1日

- ・小中一貫教育を実施中： 211市町村 (約1割)
- ・小中一貫教育を実施予定又は検討中： 166市町村 (約1割)
- ・国及び他市町村の状況を注視している市町村： 450市町村 (約3割)
- ・小中一貫教育の取組件数： 1, 130件 (小学校2, 284校、中学校1, 140校)

小中一貫教育等についての実態調査の概要 ①

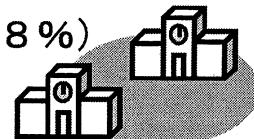
調査対象：都道府県、市区町村、小中一貫教育を実施する国公立小・中学校／調査時点：平成26年5月1日

1. 実施状況について

- 実施件数 1130件（小学校2284校、中学校1140校）
- 実施市町村 211市町村（全市町村の約12%）
- 積極的に推進している県 4県
積極的な検討・注視している県 3県+33県

2. 施設形態について

- 施設一体型 148件（13%）
- 施設隣接型 59件（5%）
- 施設分離型 882件（78%）



3. 管理職の配置について

- 1人の校長が小・中学校を兼務 131件（12%）
- 学校毎に校長を置くが、責任者となる校長を指名 115件（10%）
- 学校毎に校長を置き、適宜連携 884件（78%）



4. 教育課程・指導方法について

【9年間の系統性・連続性の確保のための取組】

- 合同行事の実施(70%)
- 9年間をひとまとまりと捉えた学校目標の設定(47%)
- 9年間の系統性を整理した小中一貫カリキュラムの作成(52%)
- 9年間を見通した学習・生活規律の設定(51%) 等

※回答に重複あり。なお、9年間一貫した学校教育目標と
カリキュラムの作成の双方を実施している学校は289件(26%)

【特例の活用状況】

- 研究開発学校制度の活用 1%
 - 教育課程特例校制度の活用 19%
- ※特例の内容…新教科等の設定72%、英語教育
早期化:82%、指導内容の前倒し18%

「研究開発学校制度」: 学習指導要領の改訂等に資する実証的
資料を得るため、研究校を指定し、新しい教育課程等の研究
開発を実施するもの。

「教育課程特例校制度」: 地域等の特色を生かした特別の教育
課程の編成・実施を認めるもの。

小中一貫教育等についての実態調査の概要

②

5. 学年段階の区切りについて

○ 6-3 : 810件(72%)

○ 4-3-2 : 293件(26%)

○ 5-4、4-5 : 3件(0.3%)

6. 成果・課題について

【成果の状況】

○ 成果が認められる 88%

(大きな成果が認められる(10%)、成果が認められる(77%))

- ① 中学校進学に不安を覚える児童が減少
- ② 中1ギャップが緩和された
- ③ 小・中の教員間で協力して指導に当たる意識が向上
- ④ 小・中で共通で実践する取組が増えた
- ⑤ 小・中で互いの良さを取り入れる意識が高まった

【課題の状況】

○ 課題が認められる 87%

(大きな課題が認められる(7%)、課題が認められる(80%))

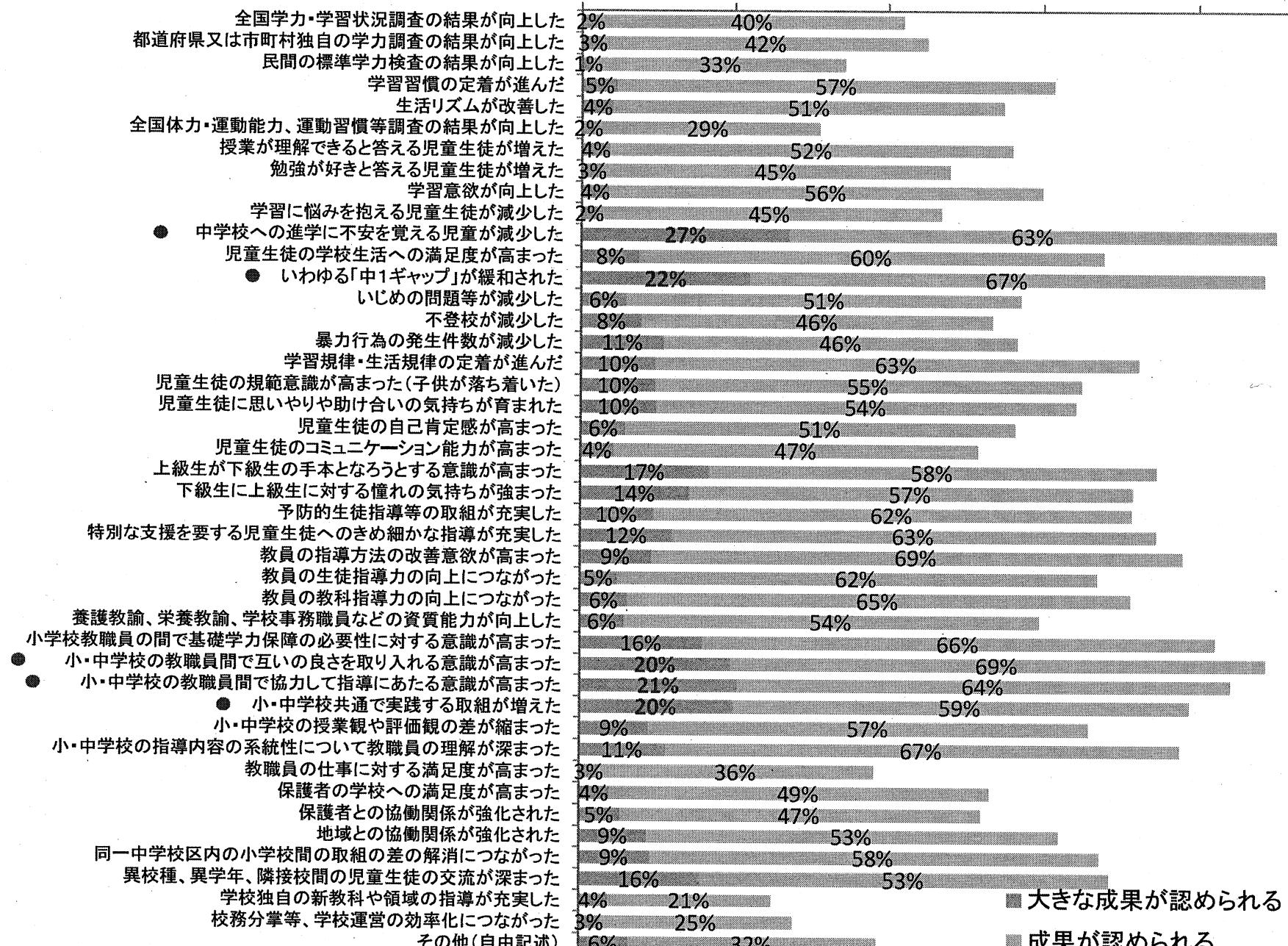
- ① 教職員の負担感・多忙感の解消
- ② 小・中の教職員間での打ち合わせ時間の確保
- ③ 小・中合同の研修時間の確保

7. 効果的な一貫性の確保の取組について

○ 以下に当てはまる取組の方が「大きな成果が認められる」、「成果が認められる」と回答する割合が上昇する傾向

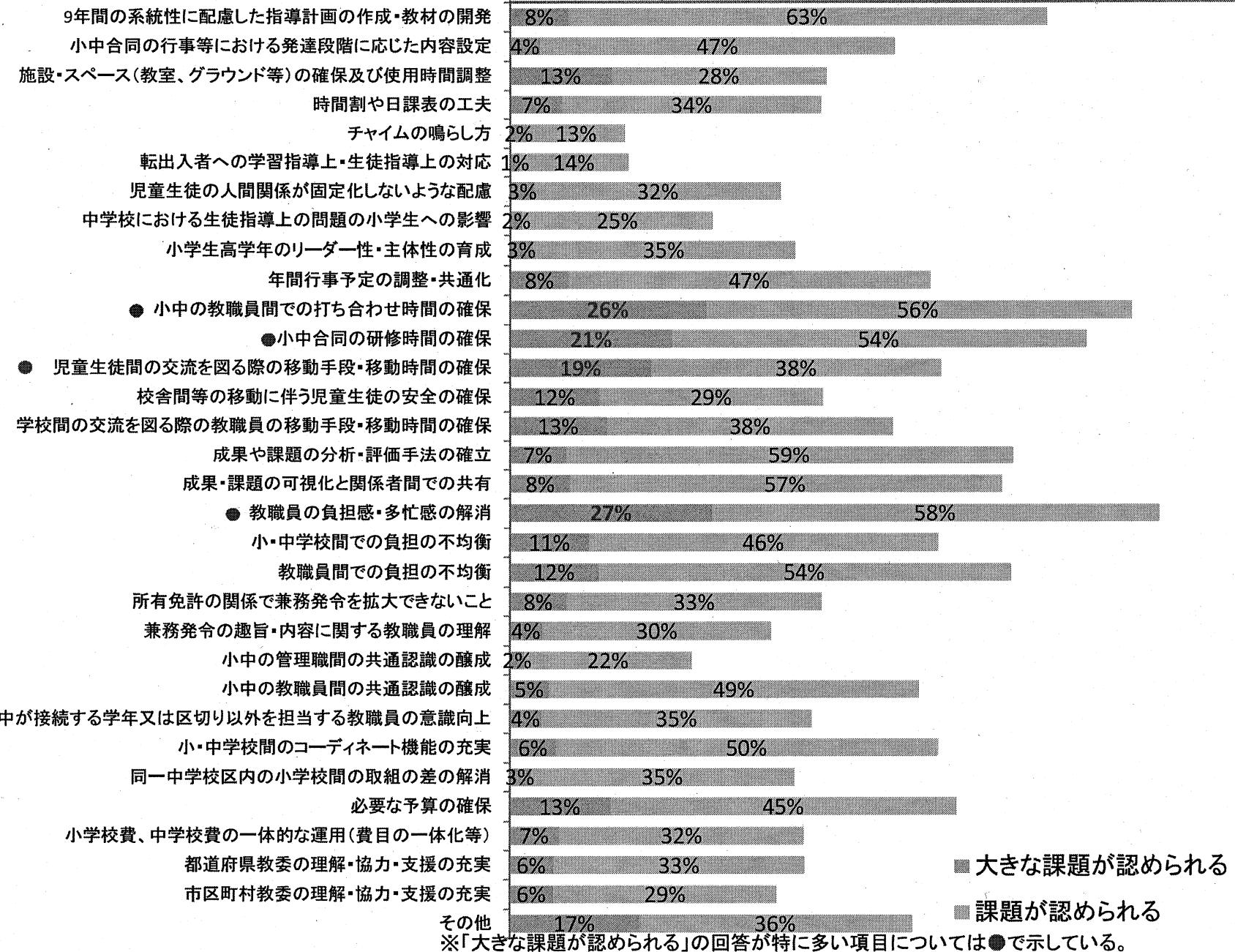
- ① 取組の開始から一定程度年数が経過している場合
- ② 小学校における教科担任制を導入した場合
- ③ 小・中学校教員の乗り入れ授業を実施した場合
- ④ 1人の校長が小・中学校を兼務した場合
- ⑤ 学年段階の区切りを4-3-2などに変更した場合
- ⑥ 9年一貫の教育目標やカリキュラムを導入した場合
- ⑦ 施設一体型とした場合

小中一貫教育の成果



※「大きな成果が認められる」の回答が特に多い項目については●で示している。

小中一貫教育の課題



小中一貫教育の全体の制度設計

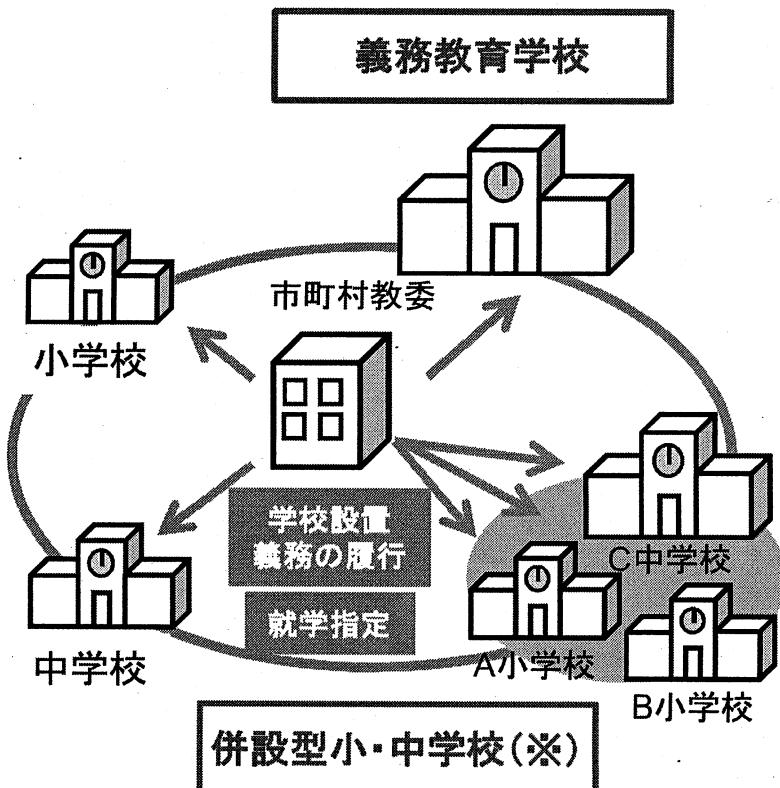
◎制度設計のポイント

- ・1人の校長の下、原則として小中免許を併有した教員が9年間の一貫した教育を行う新たな学校種を学校教育法に位置付ける(義務教育学校)
- ・独立した小・中学校が義務教育学校に準じた形で一貫した教育を施すことができるようになる(併設型小・中学校、連携型小・中学校)
- ・既存の小・中学校と同様、市町村の学校設置義務の履行の対象とする(市町村は全域で小中一貫教育を行うことも可)
- ・既存の小・中学校と同様、市町村教委による就学指定の対象校とし、入学者選抜は実施しない

◎小中一貫教育の2つの類型

	学校教育法等 改正で措置	政省令 改正で措置(※)
義務教育学校	併設型小学校・中学校	
修業年限	<ul style="list-style-type: none"> ・9年 (ただし、転校の円滑化等のため、前半6年と後半3年の課程の区分は確保) 	<ul style="list-style-type: none"> ・小・中学校と同じ
教育課程	<ul style="list-style-type: none"> ・9年間の教育目標の設定、9年間の系統性を確保した教育課程の編成 ・小・中の学習指導要領を準用した上で、一貫教育の実施に必要な教育課程の特例を創設 (一貫教育の軸となる新教科創設、指導事項の学年・学校段階間の入れ替え・移行) 	<ul style="list-style-type: none"> ・9年間の教育目標の設定、9年間の系統性を確保した教育課程の編成(※) ・小・中の学習指導要領を適用した上で、一貫教育の実施に必要な教育課程の特例を創設 (義務教育学校と同じ)
組織	<ul style="list-style-type: none"> ・1人の校長 ・一つの教職員組織 ・教員は原則小・中免許を併有 (当面は小学校免許で小学校課程、中学校免許で中学校課程を指導可能としつつ、免許の併有を促進) 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校毎に校長 ・学校毎に教職員組織 (ただし、一貫教育を担保する組織運営上の措置を要件化) 例) 一体的にマネジメントする組織を設け必要な権限を教育委員会から委任、学校間の総合調整を担う者をあらかじめ任命、学校運営協議会の合同設置、校長の併任等、一貫教育を担保する組織運営上の措置 ・教員は各学校種に対応した免許を保有
施設	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の一体・分離を問わず設置可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の一体・分離を問わず設置可能

◎制度化後のイメージ



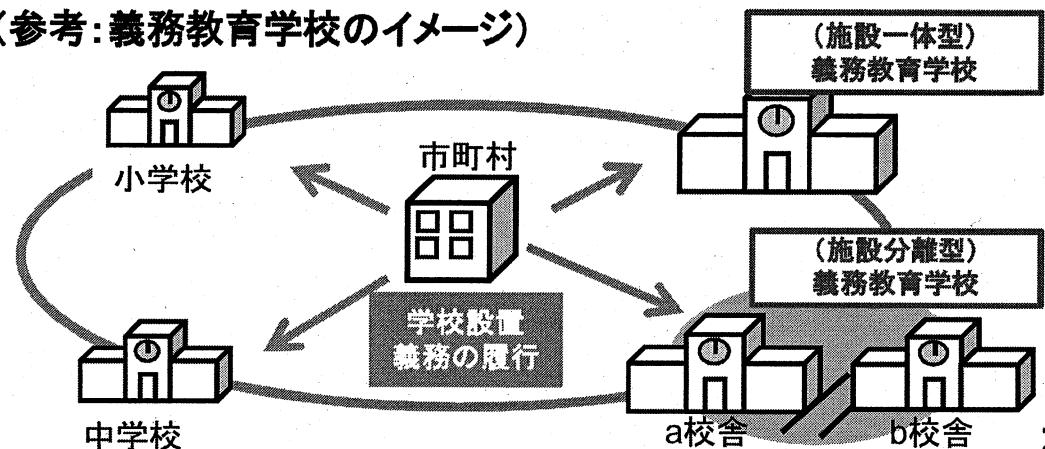
※なお、設置者が異なる小学校と中学校が一貫性に配慮した教育を行うために連携して教育課程を実施する学校を連携型小学校・中学校として制度化。

学校教育法等の一部を改正する法律の概要

小中一貫教育を行う新たな学校の種類の制度化

趣旨・位置付け	<ul style="list-style-type: none">□ 学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、現行の小・中学校に加え、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う「義務教育学校」を新たな学校の種類として規定（学校教育法第1条関係）
設置者・設置義務	<ul style="list-style-type: none">□ 国公私いずれも設置が可能（学校教育法第2条関係）□ 市区町村には、公立小・中学校の設置義務があるが、義務教育学校の設置をもって設置義務の履行（学校教育法第38条関係）
目標・修業年限	<ul style="list-style-type: none">□ 義務教育学校の目的：心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育について、基礎的なものから一貫して施すこと（学校教育法第49条の2関係）□ 9年（小学校・中学校の学習指導要領を準用するため、前期6年と後期3年の課程に区分）（学校教育法第49条の4及び第49条の5関係）
教職員関係	<ul style="list-style-type: none">□ 市区町村立の義務教育学校の教職員給与は、国庫負担の対象（義務教育費国庫負担法第2条関係）□ 小学校と中学校の免許状の併有を原則（当分の間は例外あり）（教育職員免許法第3条及び附則第20項関係）
施設整備	<ul style="list-style-type: none">□ 施設費国庫負担・補助の対象（小・中学校と同様に、義務教育学校の新築又は増築に要する経費の1/2を負担等）（義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第3条及び第12条関係）

（参考：義務教育学校のイメージ）



※就学指定、教育課程の特例等については、政省令で整備

施行期日

平成28年4月1日

（施行前でも義務教育学校設置のための準備行為は可能）

従来の制度と義務教育学校の比較

	従来の制度下での小中一貫教育	義務教育学校
修業年限	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校6年 ・中学校3年 	<ul style="list-style-type: none"> ・9年 (ただし、小学校・中学校の学習指導要領を準用するため、前半6年と後半3年の課程の区分は確保)
設置義務	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校、中学校ともに市町村に設置義務 	<ul style="list-style-type: none"> ・設置義務はないが、小学校・中学校の設置に代えて設置した場合には、設置義務の履行と同等
教育課程	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校・中学校それぞれの教育目標の設定、教育課程の編成 ・一貫教育の実施に必要な教育課程の特例を個別に申請し、文科大臣の指定が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・9年間の教育目標の設定、9年間の系統性を確保した教育課程の編成 ・小・中の学習指導要領を準用した上で、一貫教育の実施に必要な教育課程の特例を創設し、個別の申請、大臣の指定は不要 (例：一貫教育の軸となる新教科創設、指導事項の学年・学校段階間の入れ替え・移行)
組織	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校・中学校それぞれに校長(計2人) ・小学校・中学校別々の教職員組織 	<ul style="list-style-type: none"> ・1人の校長 (ただし、統括担当の副校長又は教頭を1人措置) ・一つの教職員組織 (教職員定数は、小学校の定数と中学校の定数の合計数と同じ)
免許	<ul style="list-style-type: none"> ・教員は所属する学校の免許状を保有すれば十分 	<ul style="list-style-type: none"> ・教員は原則小・中両免許状を併有 (当面は小学校免許状で小学校課程、中学校免許状で中学校課程を指導可能としつつ、免許状の併有を促進)
施設	<ul style="list-style-type: none"> ・国庫負担の対象は、小学校同士の統合、中学校同士の統合のみ 	<ul style="list-style-type: none"> ・国庫負担の対象として、小学校と中学校を統合して義務教育学校を設置する場合も追加
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・学校評価は、小学校・中学校それぞれで実施 ・学校運営協議会は、小学校・中学校それぞれに設置 ・学校いじめ防止基本方針は、小学校・中学校それぞれで策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校評価は、義務教育学校として実施 ・学校運営協議会は、義務教育学校として一つ設置 ・学校いじめ防止基本方針は、義務教育学校として策定